

重要なお知らせ

授業料免除制度の新設について（私費外国人留学生対象）

東京藝術大学では、優れた外国人留学生の受け入れを一層促進し、安心して学業・研究に専念できる環境を整備するため、令和9年度4月以降に本学に入学する外国人留学生を対象とした新たな授業料免除制度を創設します。

この新たな免除制度は、学力基準による選考を基本とし、入試成績、学業成績、修学状況、及び学術・芸術活動等の優れた業績等を総合的に評価のうえ、特に優秀と認められる学生に対して授業料免除を実施するものです。

1. 制度創設の趣旨

優秀な留学生の受け入れの一層の促進を図るとともに、学修・研究意欲の向上及び国際的な教育研究環境の充実に資することを目的として実施するものです。

2. 申請資格

次のすべてに該当する者

・在留資格「 留学 」を有する者（または取得見込みの者）
・国費外国人留学生、外国政府派遣留学生等、授業料の支援を受けていない者
・他の機関による授業料支援（授業料相当額の支給）を受けていない者

以下の者は申請対象外

- ・非正規生
- ・修得単位数が標準単位数に満たない者
- ・留年している者
- ・休学期間を除く在学期間が修業年限を超えた者

※但、超過期間が1年間の者に限り、その理由がやむを得ない事由と認定された場合は対象となり得る

※学長が真にやむを得ない事由があると認めた場合に限り更なる1年の特例有

家計急変が生じた場合

- ・主たる生計維持者が亡くなった場合に限り家計急変者として申請が可能

※死亡した翌期および翌々期について申請可（結婚し配偶者（パートナー等）のいる者を除く）

3. 免除対象者

	課程	対象者
新入生	学部・別科・大学院共通	入学試験の成績が学科（学部）、専修（別科）、専攻（修士）、研究領域（博士）内において合格した私費外国人留学生全体の上位 1/2 以内となった者
在校生	学部	前学期までの累計 GPA が所属する学年の上位 1/2 以上の者
	別科	前学期までの成績が所属する学年の上位 1/2 以上の者
	大学院共通	前学期までの「優」以上の単位合計が総修得単位の 75%以上ある者

4. 選考方法

次の内容を総合的に評価します。

・入試成績（新入生）
・学業成績
・修学状況
・学術・芸術活動等における優れた業績
・その他、大学が必要と認める事項

5. 免除区分

評価の結果、総合評価の高い者から順位付けを行い、予算の範囲内で全額又は半額の免除を決定します。

6. 適用開始時期

令和 9（2027）年度入学者より適用となります。

※令和 9（2027）年度以前の入学者は、現在の課程を卒業するまで、現行制度による授業料免除の対象です。（新設される授業料免除制度には申請できません。）

7. 申請時期および申請方法等

申請時期：（現行の授業料免除と同じ） 前期：4 月上旬 後期：9 月上旬

申請方法等の詳細については、2 月下旬に本学ウェブサイト等でお知らせします。

本件に関し、ご不明点がございましたら以下にお問い合わせください。

問い合わせ窓口
東京藝術大学 学生課 奨学係
Mail: syogaku@ml.geidai.ac.jp